

2. 受験のための出席停止及び出席取り扱い等に関する規程

第1条 受験や受験に係るオープンキャンパス等のため欠席しようとするものは、保護者等連署の申請書を1週間前までに、進路指導部に提出しなければならない。

第2条 前条の申し出があった場合は、以下の取り扱いとする。

(1) 出席停止

ア. 県内受験…受験当日とする。

イ. 県外受験…原則として次の日数を出席停止とする。

旅行実日数(往路) + 受験校見学(1日) + 受験日数 + 旅行実日数(復路)

* 土日祝日も上記の日数に含め、出席停止日数の追加は行わない。

* 複数の受験を行う者については、先の試験終了後から次の試験初日までの待機日数が平日のみを数えて5日以内(土日を含め7日以内)の場合はその日数も出席停止にすることが出来る。

ウ. 希望する進学先・就職先から参加の要請があるオープンキャンパス等への参加…期間については上記のア・イに準ずる。

(2) 出席扱い

ア. 県内受験のための下見…必要に応じて、前日午後(4校時)以降を認める。

イ. その他

①健康診断…必要最小時間

②入学前のオリエンテーション・研修等…申し出より必要時間または日数を許可

第3条 生徒から第2条に係る申請があり、適当だと認められた場合は、進路指導部が全職員に報告する。

第4条 進学または就職試験のために校内の定期考査を受験できない場合は、生徒が教科担任に申し出て指示を受ける。

第5条 進学または就職のため欠席しようとする生徒は、受験届出と日程表をHR担任を経て進路部へ提出する。

附則

平成13年4月 1日 施行

平成22年3月31日 一部訂正

平成25年1月 4日 第2条(1)、第2条(2)改正、平成25年4月1日より実施平成25年6月19日 第2条改正実施

平成27年3月 第1・2・3条改正

令和5年4月1日 第1条一部改正、第2条(1)イ. 改正(出席停止の根拠は、「30 文科初第1845号 平成31年3月29日付け 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)における別添3」に基づく。)